



相次いで相続が開始した場合 …相次相続控除

税理士・CFP® 越智浩



Q. 相次いで祖父、父を亡くした場合

7年前に田舎の祖父が亡くなったとき、父の兄が家屋敷などの不動産を相続し、父は預貯金2,000万円を相続しました。その際、相続税の申告を行い、父は100万円を納税しました。

その父が今年の5月に亡くなり、私と妹の2人（母は12年前に死亡。）で遺産1億円を相続することになり、分割協議により半分の5千万円を各人が相続することになりました。相続税の申告はこれからです。

我が家のように、10年以内に相次いで相続が開始した場合、特例があると聞いたことがあります。どのようなものなのでしょうか？



A. 相次相続控除

祖父と父、あるいは、父と母というふうに短期間のうちに相次いで近親者が亡くなることも珍しくない。しかも、そのたびに相続税が課されるとなると、長い間相続が開始しない場合と比較して税負担が重くなる。そこで、設例のように、10年以内に2回以上の相続の開始があった場合には、相続税の負担を調整するために『相次相続控除』という税額控除制度が設けられている。

この制度の内容は、以下のようになる。前回の相続（以下「第一次相続」という。）の開始から10年を経過しないうちに、第一次相続時に相続税を課せられた相続人に相続が開始（以下「第二次相続」という。）した場合、第二次相続における被相続人の第一次相続における相続税額のうち下記の算式により計算した金額を、第二次相続により財産を取得した相続人の相続税額から控除することができる。言い回しが長いのでこれを設例に即して言えば、祖父の遺産相続において父が納めた相続税100万円のうち一定額を、今回の父の遺産相続における私と妹の各人の相続税額からそれぞれ控除することになる。

（算式：相続税法基本通達20-1）

$$A \times \frac{C}{B-A} \text{ (求めた割合が } 1 \text{ を超えるときは } 1) \times \frac{D}{C} \times \frac{10-E}{10} = \text{相次相続控除額}$$

A：第二次相続に係る被相続人が第一次相続により取得した財産につき課せられた相続税額

B：第二次相続に係る被相続人が第一次相続により取得した財産の価額（債務控除後）

C：第二次相続により相続人等の全員が取得した財産の価額の合計額（債務控除後）

D：第二次相続により各相続人が取得した財産の価額の合計額（債務控除後）

E：第一次相続開始の時から第二次相続開始の時までの年数（1年未満切り捨て）

設例を算式に当てはめてみると、

$$100\text{万円} \times \frac{1\text{億円}}{2,000\text{万円}} - 100\text{万円} \text{ (} 5.26 \cdots \rightarrow 1 \text{)} \times \frac{5\text{千万円}}{1\text{億円}} \times \frac{10-7}{10} = 15\text{万円}$$

となり、各人の算出税額から15万円を控除した相続税を申告し、納めることになる。

制度の内容からわかる通り、相次相続控除の適用は相続人に限られている。相続を放棄した者や相続権を失った者が遺贈により財産を取得しても適用はない。

父母も、その子も高齢者という時代になると、この制度の適用が増加しそうである。